

第4章

権力を知った女たち

—パプアニューギニアにおける扶養費請求訴訟をめぐって—

馬場 淳

要旨： 本稿の目的は、植民地期に導入された近代的な法システムの検討を通じて、パプアニューギニアにおける新たな権力の実態を明らかにすることである。具体的には、筆者の調査地マヌス州クルティ社会に生きる女性が、離別した相手男性に対して養育費を請求する訴訟（扶養費請求訴訟）に焦点を当てる。現金収入源が恒常的に欠如しながらも、日常生活における現金の需要が高くなっている地域社会の経済状況のなかで、この訴訟は女性たちに現金収入活動の一環として利用されている。本稿は、こうした扶養費請求訴訟を、男性にその意思や選好に関わらず、金銭の支払いを強い、自らの生活保障をはかる権力資源と捉え直し、男性に対する女性の権力行使実践として記述・分析する。

キーワード： 法、貨幣経済、扶養費、パプアニューギニア・クルティ社会

はじめに

本稿の目的は、植民地期に導入された近代的な法システムの検討を通して、パプアニューギニア（以下、PNG）における新たな権力の実態を明らかにすることである。

権力の定義や形態はさまざまであり、ここで立ち入った議論をする余裕は

ない。ただいかなる定義や視点も、法を権力として捉えることに異論はなからう。法は、行政、司法、立法を通じて、国家的意思・期待を表明し、ときに報償や制裁といったサンクションを通じて、人々の言動や思考を規整し、日常的な生活世界を明示的かつ強力に成型している。また個人（私人）にとってみれば、法は、国家の保持する物理的な強制力を背景として、自らの意思／期待の貫徹／実現を担保する合法的な権力資源といえる[cf. 阿部 1999]。さらにこの権力資源は、当人の立場(positionality)や状況に応じて——例えば、「強者」にとっては支配やヘゲモニーのための道具となる一方、「弱者」に対しても（「強者」に対する）抵抗の道具になるといった具合に——多様に意味づけられ、逆説的に機能する[cf. Lazarus-Black and Hirsch 1994]。

さて、メラネシアの「伝統的」諸社会では、秘儀的な儀礼や知識、位階階梯、リーダーシップのあり方が人々間の格差や力関係に深く関連していると考えられている[cf. Strathern 1985]。その一方で、植民地支配に伴う法システムの導入や資本主義的な経済システムの漸次的な浸透といったマクロな歴史的過程のなかで、地域社会における権力資源、そして人々の権力行使のあり方は変化し、多様化してきている。とくに法という、「外」からもたらされた新たな権力資源は、排除されるわけではなく、地域社会固有の知や制度のような在来の権力資源と衝突／競合しながらも並存し、ときに変化の作用を及ぼしあい、PNG 諸社会に複雑な形で着床しているといつてよいだろう[馬場 2007a]。

本稿が対象とする扶養費請求訴訟¹は、独立（1975 年）以前、植民地宗主国オーストラリアから導入された法システムであり、今日の PNG において離別や遺棄²に伴う経済生活を保障する唯一の制度的プログラムである。具体的にいえば、この生活保障は、国家からの受給金という形ではなく、裁判所の命令のもと一方の当事者が扶養費を支払う形で実現される。すなわち原告は、被告を相手どって裁判を起し、裁判所側がその訴えを認めてはじめて、被告側から扶養費を受け取ることができるのである。こうして、扶養費請求訴訟は、生活保障を求める原告にとって、被告にその意思や選好に関わらず、

金銭（扶養費）の支払いを強い、目的を実現するための権力資源といえる。通常、原告は女性、被告は男性である。またここで強調しておきたいのは、扶養費を獲得するまでのプロセスには原告／女性の持続的かつ積極的なコミットメントが不可欠だということである。後にみるように、女性はこの法システムを権力資源とみなし、動員するということのほかに、実際の裁判過程でも紛争処理を推し進める重要な参与者となっている。その意味で、彼女たちは、この金が絡む裁判闘争のキーパーソンと言っても過言ではないのである。

本稿では、以上の点を踏まえて、扶養費請求訴訟の記述上の基点を女性に置き、女性から男性に向けられる権力行使のベクトルを描く。この意味で、本稿の記述する権力の位相が、あくまでも紛争処理の本来的な多相性を分解・抽出した一つの位相にすぎないことをあらかじめ断っておきたい。実情として、彼女自身もまた権力の網の目に絡め取られており、彼女に向かう権力のベクトルは多数存在しているからである。ただしそうであったとしても、この裁判闘争の切迫感やリアリティは、色褪せることはないはずである。

本稿の依拠する資料は、筆者がマヌス州マヌス島のロレンガウ（州都）とクルティ(Kurtti)社会で行った調査にもとづいている³。権力に関する具体的な記述と検討に先立って、まずその背景として、調査地について概観しておくことにしよう。

第1節 調査地の社会経済的背景

クルティの人々はマヌス州マヌス島中央部の内陸高地から北岸一帯に居住し、行政上8つの地区(ward)を構成している。2000年の国勢調査によれば、この人口は2612人で、海岸部3地区がその6割強(1612人)を占めている[National Statistical Office 2002]。

元来、クルティの「伝統的な」社会生活は、特定の男性祖先を起点とする父系出自・財産保有集団ウム・カマル(*um kamal*)によって組織されていた。

人々は集団の小規模性を維持しながら、それぞれのウム・カマルの土地で生計を営んでいたようである。もっともこの場で暮らす人々は、父一母一子という核家族のほか、それぞれのキョウダイによって結びつく複数の「家族」であったり、複婚家族であったり、未婚の母、寡婦、孤児／非嫡出子など、多様であった[cf. Kuluah 1979:66]。いずれの人に焦点を当てるにせよ、個人の人生／生活は、こうしたウム・カマルという生活共同体のなかに埋め込まれていたのである。この観点からすれば、「結婚」しているパートナーが離別や遺棄の状況に遭遇したとしても、当人たちや子どもの扶養の問題は、そこに暮らす多くの人々が共有するものであったといえる。今日、ウム・カマルを基軸とする「伝統的な」社会生活のあり方は、もはや過去のものとなってしまったが、日常生活世界が親族関係をはじめとする濃密な人間関係と絶えざる相互行為で満たされていることには変わりがなく、扶養の問題が核家族内部で完結するとは考えられていない。

こうした扶養のあり方は、扶養費請求訴訟の前提と大きく異なっている。離別や遺棄に伴い、一方のパートナーが扶養費を持続的に支払うという慣行の背後には、父（夫）一母（妻）一子供で構成される家族ユニットのなかで扶養の権利義務を配分するという前提が横たわっている。換言すれば、この訴訟の想定する家族は核家族であり、夫が稼得者であり、妻が家庭内の世話役という近代産業社会の家族像なのである。PNG 諸社会について一般的に指摘されているように、扶養費請求訴訟とは、クルティの人々にとって社会文化的現実にそぐわない外来の実践であり、「白人のカストム」(kastom bilong waitman)に他ならないのである。

次に、扶養費請求訴訟を考える上でもう一つ確認しておきたいのは、今日の経済生活である。注目したいのは、日常生活における現金の需要が高くなってきていることである。食生活ではサゴヤシとタロイモを主食として、魚や鶏、クスクス（有袋類）、ブタ（儀礼などのまれな機会に限られる）などが主要な蛋白源となっている。同時に、米、缶詰、ビスケット、コーヒーのような購入品もかなりの程度消費されているのが実情である。これらに加え、

学費、衣類、石鹼、ランプの灯油、タバコなどの嗜好品、教会への寄付金、交通・通信費など日常的に現金が必要とされる。自給自足的な経済基盤に立ちながらも、現金はすでに人々の「良い暮らし」(gutpela sindaun)を構成する重要な要素といえるだろう[cf. 馬場 2007b]。

この背景には、他のメラネシア島嶼部と同様に、出稼ぎ移民の送金による貨幣経済化が、植民地初期から漸次的に促されてきたという経緯がある[cf. Carrier and Carrier 1989]。マヌス島沿岸部やその近隣の島々に住む人々は、20世紀初頭から、島内外でのプランテーション労働、白人行政官のパトロールを補佐する警官やカーゴボーイ（運搬人）などに従事し、戦後は高い学歴を背景に安定した雇用（教師や警官などの公務員）に就いた。こうした出稼ぎ移民の送金が、漸次的に地域社会の貨幣経済化を促してきたのである⁴。家族の誰かが学歴を積み、安定した職に就き、故郷（地元）に送金するというパターンは、今日、マヌスで広く見られる世帯戦略となっている。移民たちは、家族・親族の日常的な要請に応じて送金している。なかでも冠婚葬祭の伝統的行事、カスタム・ワーク(kastom wok)は、数千、数万キナ⁵という日常の比較にならない金額が一度に送られてくる突出したモーメントとなっている。観光・産業開発もほとんどなく、コプラやバニラの価格が低迷し、現金収入源が限定されているマヌスの人々の経済生活を支えているのは、こうした出稼ぎ移民なのである。

こうした生活世界の貨幣経済化は、扶養費請求訴訟の背景となっている。扶養費請求訴訟の存在意義が、都市化や社会経済開発のなかで高まりつつあるという指摘はもっともである[Luluaki 1982; Mitchell 1985; 馬場 2005]。しかし地方の村落部に暮らす人々にとって、この訴訟はまだまだ「近い存在」とは言い難い。上述した扶養の概念に馴染みがないということのほか、州都ロレンガウ（マヌス島北東部）の地方裁判所(District Court)へのアクセスはインフラが未発達・未整備な地方に生きる人にとって裁判闘争を阻害する大きな原因となっている。例えば、クルティの人々が暮らす海岸部の集落からロレンガウまでは約30km程度で、たいてい週2度くらい乗合ボートが出ている。

金を払わない家族・親族も珍しくないが、原則的には、ポート料金として片道 10 キナが求められる。女性たちがマーケットで稼ぐ金額がだいたい 3～15 キナ程度であることを考えれば、この金額は決して安くはないだろう。こうして、訴訟を起すことは、定期的に州都に赴くという精神的経済的負担を抱えることでもあるのだ。

第 2 節 扶養費請求訴訟制度の概観

2-1 制度の概要

扶養費請求訴訟制度は、4 つの法律を根拠とする法的プログラムの総称である(表 1 参照)。うち 3 つの法律は、婚姻関係の有無や結婚の形態に応じて、異なる保護法益をもっている。児童福祉法(以下 CWA)⁶の適用対象は婚外子の養育費のみに限定されている。そのため、原告は父子関係を立証する手続き(affiliation proceedings)を行わなければならない。妻子の遺棄に関する法(以下 DWCA)は婚姻関係(制定婚、慣習婚の両方を含む)を前提に、夫から生活保障を享受していない状態(遺棄)にある妻と子供に対する扶養費を法的に確保する法制である。興味深いのは、同法が妻側のみに原告適格を認めており、当事者適格の配分にジェンダー・バイアスを含んでいる点である。夫が外で働き、妻が家庭にいるという近代西欧的な核家族像を刻印したこの法は、PNG 諸社会の生計活動とはかけ離れていながらも、改正されることなく今もなお運用されつづけているのである。婚姻事件法(以下 MCA)は制定婚のみを対象に、離婚に伴い一方の配偶者とその監護下にある子供の扶養を法的に確保する目的をもつ。このように、それぞれの法律は保護法益を分け合い、すべての境遇に対応しているというわけである。そして扶養命令執行法(以下 MOEA)とは、これらの保護法益を強制的に実現させる法と位置づけられるのだが、これについては後述する。

さて、扶養費請求訴訟のプロセスをみる前に、この制度の歴史的沿革につ

いて確認しておくことにしよう。概していえば、上記の法律は、オーストラリア植民地統治時代の条例(Ordinance)を母体とし、独立後も大幅な改正が施されたわけではなく、今日に至っている次第である。例えば、もっとも古い DWCA の沿革は、以下のとおりである。DWCA の母体である妻子の遺棄に関する条例(Deserted Wives and Children Ordinance)は、まずパプア⁷で 1912 年、ニューギニアに 1934 年に制定された[Jessep 1988:153]。戦後、パプアおよびニューギニアの統治機構が一元化されるなかで、二つの条例は 1951 年に両地域共通の条例として一本化されたのである。しかし 1951 年の条例は 30 条に「現地民はこの条例の保護する対象ではない」旨の規定が設けられているなど、かつての条例にあった差別条項を引き継いでいた。つまり、この条例の保護法益は在 PNG の外国人に限定されており、そもそも PNG 人を対象としたものではなかったのである。1961 年、児童福祉条例(Child Welfare Ordinance)が制定されるに伴い、妻子の遺棄に関する条例も大幅に改正され、30 条の差別条項が削除された。なおこのとき、児童福祉条例が婚外子、妻子の遺棄に関する条例が婚姻で生まれた子という保護法益の分業が確立したといわれる[Jessep 1988:154]。そして 1976 年 2 月 13 日、法務省は独立国家 PNG の法(Act)として DWCA (およびその他) の施行を公布した。

扶養費請求訴訟が外来の実践とみなされているのは、上記の根拠法が PNG の社会的現実とはまったく無関係に、植民地主義的な権力関係のもとで導入されたものだからである。ただしこのことは、人々が扶養費請求訴訟を利用しないことを意味するものではない。実際には、貨幣経済化と連動しながら、この馴染みのない近代的な法システムの役割と意義は高まりつつある[馬場 2005]。以下では、扶養費請求訴訟がどのように機能するのかを、裁判闘争を支援するエイジェントに留意しながらみてみたい。

2-2 扶養費請求訴訟のプロセスとサポート・エイジェント

扶養費請求訴訟を提起するにあたってまず原告／女性が為すべきことは、

裁判所に提出する書類（訴状、必要であれば、宣誓供述文(affidavit)や供述書(statement))を作成することである。これは、福祉事務所(Welfare Office)や法律事務所で行う作業である⁸。福祉事務所での筆者の参与観察にもとづくと、訴訟の手続きに先立って、職員は当事者との面談（カウンセリング）を何度か行う。そこでは、基本的に所定の事件簿(Case Report)⁹にもとづいて、当事者に関する基礎情報や事実関係が収集・把握される。これらの作業は、法律知識を提供するという点のほか、当該女性の生活が上記のどの法律で保障されるのかを明確にする上でも、重要なことなのである。そして提訴の意思があることを確認すると、職員はこれまでの面談内容や事件簿に従って、訴状などの必要書類を作成するのである。

訴状が裁判所に受理されると、文字通り裁判闘争が開始される。最初にして最も重要な訴訟は、扶養命令(maintenance order)を求める訴訟である。この訴訟に失敗すると、当然のことながら扶養費を得ることができない。三者面談方式の裁判を経て、女性の訴えが正当なものと認められると、裁判所側は扶養費の支払いを具体的に定めた扶養命令を発行する。それに伴い、被告／男性はしかるべき扶養費を支払いはじめる。子への養育費は死亡を除いて16歳(CWA, DWCA)、または21歳(MCA)になるまで続けられる。この間、原告や子どもの状況の変化に応じて、扶養命令の変更（中止や取り消し、扶養費の増減）をめぐる訴訟(Maintenance Variation)が可能である。例えば、原告女性の姦通や再婚が発覚すると、被告男性は扶養命令の中止を申し出ることができる(DWCA)。また被告が扶養命令に従わず扶養費を未払いのまま放置した場合、延滞金の支払いを求める訴訟(Maintenance Arrears)が可能である。しかもここでは、原告がMOEAにもとづいて懲役の申請をすると、被告は延滞金の一部または全部を判事の定めた期日に納めない場合、1年未満の懲役に処せられることになる。要するに、MOEAの手続きは、延滞金の債務不履行を刑事罰とするもので、民事から刑事への移行手続きといえる¹⁰。

なお扶養命令をはじめ、一切の資料（訴状、宣誓供述文、供述書、判事のメモ書き、証拠書類など）は、訴訟当事者の名前がその背表紙に書かれたホ

ルダーにまとめられ、保管されている。これは、扶養ファイル(Child Maintenance File)と呼ばれる。訴訟当事者はいつでも、ここで扶養命令の内容や延滞金などを確認することができる。

以上のように、扶養費請求訴訟と一言で言っても、さまざまなプログラムや段階に応じた手続きが存在しているのである。こうした法と法制度に馴染みがなく、法律知識に乏しい村落の女性たちにとって、扶養費請求訴訟は日常的生活世界とはまったく異なる、特殊な経験領域であるといえる。この女性たちが裁判闘争を続けるにあたって重要な役割を果たしているのが、裁判所の職員たちである¹¹。裁判所の窓口につ書記官(Clerk of Court)や他の事務職員は、訪れた女性たちのさまざまな問題にきめ細かに対応している。とくに書記官はスケジュールの管理や扶養ファイルの確認（例えば延滞金の計算）を行うほか、裁判に関する質疑応答や助言を適宜行っている。ロレンガウ地方裁判所の事務関係の役職がすべて女性であることも手伝って、窓口では家庭問題を抱える女性たちとの活発な対話が絶えない。

第3節 権力を知った女 —サブックの事例—

本節では、サブック（女性）による扶養費請求訴訟を具体的に記述し、権力行使の実態を明らかにしたい。資料は、裁判所に保管されている扶養ファイル¹²、当事者およびその近親縁者へのインタビューにもとづく。

3-1 権力を知る

サブックは1970年、海岸部のL地区に生まれた。小学校6学年を終えると進学することなく「土地の女」として過ごしてきた。カロウと内縁関係を持ち始めたのは、1991年、彼女が21歳のときだった。しかし半年ほど経つと、カロウは別の女性と情事を重ねるようになり、サブックとの関係は実質的な終局を迎えた。にもかかわらず、翌年（1992年）、サブックはカロウの

娘を産んだ。そして 1996 年、サブックはこの娘の養育費を求めて訴訟を起こし、扶養命令を獲得することに成功した。その内容は、カロウに 1 ヶ月毎に 20 キナの養育費を命じるものだった。

サブックによれば、はじめ扶養費請求訴訟などというものがあることは知らなかったという。彼女が扶養費請求訴訟という未知の領域に入り込んだ経緯は、以下のとおりである。カロウは多くの女性との情事が絶えない、気が多い男らしい。サブックは「そんな生活が嫌でたまらなかった」のだという。

「だから私は彼のもとから離れたの。そしたらカロウが私を連れ戻そうとして、結局この争いは（村落）裁判沙汰になったのよ。彼が私を訴えたの」。カロウの言い分は、世話することができれば、複数人、妻を持ったってかまわないのがカスタムだというものである。しかしサブックは、彼が自分と子供のことなどまったく考えていないと事情を説明した。実際、誰の目からみても、カロウがサブックともはや生活を共にしておらず、サブックが遺棄されたのは明らかだったようだ。そこで村落裁判判事は、この二人の離別を認めるとともに、事情を簡単に説明した手紙をしたため、サブックに福祉事務所に行くように勧めたという。こうして、サブックは扶養費請求訴訟の存在を知り、裁判闘争に足を踏み入れることになったのである。

3-2 権力を行使する

(1) 扶養費の増額をめぐる訴訟

2001 年 10 月 24 日付けで、サブックは一ヶ月 20 キナの養育費を 40 キナに引き上げる、増額請求を裁判所に提起した。その理由は、娘が「学齢期に達し、ユニフォームや文具(materials)を必要としている」というものである。彼女は、宣誓供述書において、「私は無職の母(unemployed mother)であり、店で販売している学用品は、私にとってあまりにも高価である」と述べている。11 月 27 日には、サブックもカロウも法廷に現れ、意見表明がなされた。裁判記録には、次のような両者の言明が残っている。

カロウ：「私はこの増額請求に反対だ。というのも、私は働いていないからである。村に住んでいる私にとって、40 キナへの増額は高すぎる。それを払うビジネスをしていない。彼女は養育費を他の子供を養うのに使っているから、払いたくもない。養育費は娘のために使われるはずなのに、彼女は間違っている。私は妻と4人の子供がいて、世話をしなくてはならない。だから私はこの増額請求に賛成しない。4週間20キナで十分ではないか……」(下線は筆者)

サブック：「私が現在もっている扶養命令は、20キナの養育費を命じるものです。彼は、この養育費を払わなくてはならないし、あるいは子供に何らかの食べ物をあげる義務があるはずです。私は20キナを、米、ケロシン、石鹼、ブリーチ(漂白剤)、砂糖、ヌードルに使っている。この20キナじゃ、1週間ももたない。村での価格は、このロレンガウよりもはるかに高いからです。米1キロは2.30キナ、ケロシンは一日に60トヤほどかかるし、缶詰(魚)は4.50キナ、砂糖は3.50キナもする……20キナじゃ足りないことがわかるでしょう。あなた(カロウ)が言っていることは正しくない。」

これらの語りは、増額請求の妥当性とは別に、扶養費請求訴訟に対するそれぞれのリアリティを如実に示している。この訴訟は、サブックの生活を支えていく上で欠かせないものであるかのようだ。確かに村落生活の実態からすれば、サブックのいう消費生活はかなり誇張されたものではあるけれども、それが彼女の「良い暮らし」のビジョンだと捉えることもできよう。逆に、カロウは無職ゆえに払えないと主張するとともに、サブックの金(養育費)の使い方を糾弾している。養育費が適切に使われているかどうかを証明することは難しいが、そこにはカロウの率直な疑念が表明されているのである。

だがカロウの主張は、増額請求の妥当性を覆すものではない。むしろサブ

ックが持ち出した「子どもの就学」は、家庭の経済状況を実質的に変化させるプロットとみなされ、養育費の増額請求訴訟において有利に働く[Jessep and Luluaki 1994: 96]。結果は、方程式を素直に解いたようなものとなった。12月5日、サブックの請求が認められ、養育費は20キナから40キナに増額される判決が出されたのである。

(2) 延滞金請求訴訟①

扶養命令を得たとしても、実際に扶養費を取り立てることは難しい。ゲイビーによると、男性／夫が女性／妻に扶養費を払わない一般的な理由として、現在の妻子に加え、かつての妻子や婚外子までを援助する経済的余裕がないこと、そして自分を訴えた女性への「憤りや苦々しさ」を挙げている[Gabi 1989:28]。また多くの男性が語るように、女性たちは生家の家族・親族から生活支援を享受できるものと考えられるため、女性の「金銭欲」にことさら真面目に向い合う必要などないのかもしれない。しかしそのような男性の意思とは無関係に、扶養費は支払いが滞った時点から延滞金となっていく。

2003年9月29日付けで、サブックが延滞金請求訴訟を提起したとき、2001年12月5日の扶養命令の変更(K40)以来カロウが溜め込んだ延滞金は、880キナに達していた(2002年1月～2003年10月まで)。

延滞金請求は支払っているか否かの確認が主たる作業であり、裁定までそれほど時間はかからないのが実情だ。サブックのクレームに対する判決は、10月16日、ほぼ半月で出てしまった。この命令には、「2003年12月10日までに、被告は延滞金の半分の支払をねばならない。8ヶ月間の懲役命令はこの日において実効化するものとする。したがって次回の審理は、2003年12月10日に行うこととする」と書かれている。カロウはすぐに420キナを支払った。

サブックも金を得たことで気持ちが落ち着いたのか、12月10日に予定されていた審理を無視した。カロウも、上記の支払いの後、残りの金(460キナ)を無視し続けていた。そこで、サブックは、2004年8月16日付けで再

び延滞金請求訴訟を提起した。判決によれば、「2003年10月16日出された扶養命令は、2003年12月10日までに460キナをも払わねばならなかったのだが、被告はこれに従わなかった。よって8ヶ月の重労働付きの懲役を課す」。

カロウはロレンガウ警察署に勤務する男性ら親族に頼み、2004年12月23日に460キナを支払い、懲役を免れた。こうしてサブックは、2003年9月の訴訟で求めた延滞金880キナすべてを受け取ることに成功したのである。

ただし延滞金支払いの実践は、支払った年月日と履行の年月日は異なる。つまりカロウが支払ったのは2003年10月までの養育費であり、それ以降も機械的に延滞金が換算されていることに留意しておきたい。

(3) 延滞金請求訴訟②

2005年9月7日付けで、サブックは2003年10月から2005年9月までの延滞金960キナをめぐる、再び延滞金請求訴訟を提起した。そして一ヵ月後、10月7日には次のような判決がでた——「懲役の命令は、本日付けでは発効しない。被告は2005年12月7日までの2ヶ月間の猶予期間のうちに、延滞金のうち少なくとも3分の2を支払うこと」。

しかしながらカロウはこの延滞金をいつまでも払わなかった。2006年3月21日付けで、サブックは前回の命令にもとづいて裁判所に審理と懲役の申請を申し出た。カロウの非は明らかであり、直ちに裁判所は彼に対して2ヶ月の重労働の懲役を決定した。しかしこのとき、カロウは出廷していなかったため、すぐに刑務所に入ったわけではなかった¹³。

カロウが刑務所に連行されたのは、3日後(3月24日)、彼が別件で訴えられ、裁判所を訪れたときだった。この別件とは、カロウとモリオ(女性)の姦通罪をめぐる訴訟¹⁴である。モリオの夫リチャードが、3月6日付けで起していたのである。カロウとモリオの姦通は、村ではすでに周知の問題になっていた。カロウの最近の妻エルーが家を飛び出し、実家に帰っていったのも、このカロウがモリオと浮気したことが原因のようである。二人はなかば逃避行するかのように村を出て、ロンブルン(マヌス島東部に隣接するロスネグ

ロス島の村)の親族の家に居候しはじめていた。モリオもリチャードを捨てたのだ。なおこの3月24日の初裁判では、「両者は調停の試みをしていない」ため、次回(4月5日)までに当事者間で協議を行うよう指示されている。姦通の場合、まず調停を試みるのが前提とされ、それでも和解に達しない場合にはじめて裁判所が白黒の決着をつけるというのが通常の行程とされている。いずれにせよ、すでに懲役が決定していたため、この裁判の後、そのまま彼は刑務所に連行されていったのである。筆者がこの刑務所¹⁵を訪れ、「キョウダイに連絡して、これまでのように金を払い、すぐ出るの?」と聞くと、カロウは「いや、そのつもりはない。数ヶ月ここにいるよ」と答えた。

3-3 権力の背後——法と金

サブックの訴訟歴は、扶養費請求訴訟制度の諸プログラムを十分に活かし、法の目的と正義(養育費の確保)を実現したという意味で理想的なシークエンスを示している。とりわけ延滞金請求訴訟①では、懲役刑を迫り、延滞金880キナ(2002年1月~2003年10月まで)の獲得に成功した。そしてさらなる延滞金の請求訴訟②では、支払いを拒否したカロウに懲役が課せられた。養育費の確保という目的の実現のために、サブックが踏み込んだのは、扶養命令に服従しない者に、国家権力を通じて罰=懲役を与えるという「公正なる応報」の領域であった。

サブックの行為(訴訟)は、カロウから資力を奪い、その経済生活に強い打撃を与えるあからさまな権力行使と云える。強調しておきたいのは、その権力行使が、あくまでも法(国家)を経由する線分の上で、言い換えれば女性が法(国家)に従属することではじめて可能となるという点である(図1参照)。扶養命令が発行されて以来、国家の強制力を背景に、「払え、さもなくば懲役」という選択を迫られてきたカロウは、その金が文字通り養育費として使われていないと疑念を感じつつも、膨大な金をサブックに支払わざるをえず、拒否すると、国家の「声」どおり監獄へ送られてしまった。扶養

費請求訴訟が用意した強制執行の応報的プログラムは、サブックの意図がどうあれ、彼女の行為をカロウに対する執拗な「攻撃」に転化してしまう。

とはいえ、サブックの意図を確認しておくこともまた重要である。彼女を訴訟という、日常生活世界から切り離された「異常な」実践に向かわせているのは、カロウへの敵意や否定的な感情だけではない。どちらかといえば当事者間にみられる「憤りや苦々しさ」といった否定的な感情は、概して当事者対抗主義という扶養費請求訴訟の制度的な要件の産物と考えられる。数年間、粘り強く訴訟を継続してきたサブックを動機付けていたのは、紛れもなく現金獲得への欲望と期待なのである。

私は彼と一緒にいたくないけど、子供は私とともにいる。彼はこの子たちの世話をすべきよ。今、月 40 キナもらっているけど、別に金じゃなくていい。サゴやイモなど、この地の食べ物を私のところに持ってきてくれれば、それが扶養(maintenance)よ。でも彼は経済力がいっぱいある。ジェネレーターもビデオも、ボートも持っているし、ケンチンも経営している。働きに出た兄弟姉妹もいて、電話すれば、すぐに金を手にすることができるのよ。

彼女は、カロウが経済力(金)をもっているということをよく知っている。養育費の増額を求める訴訟の「語り」を額面通りに受け止めることはできないとしても、ここでは、彼女が生活に困っているかどうか、つまり扶養が真に問題かどうかという点を詳細に検討する紙幅のゆとりはない。ただ生活に困っているのか、あるいは現在の生活水準を上げ、より「豊かに」なりたいたいのか、いずれにせよ確かなのは、サブックが扶養費請求訴訟を現金収入のための手段と位置づけていることである¹⁶。ただしこの“現金収入活動”は、植民地主義や国家の象徴たる法に持続的かつ積極的に従属することを条件とし、また男性(カロウ)に対する「攻撃」を構造的／不可避免的に伴うものであって、マーケットで収入を得ることとはまったく異質なものとなっている。ここで強調しておきたいのは、こうした法と金の絡み合いがサブックの権力行

使実践を成型し、特徴づけているということである。

おわりに

以上、マヌス島クルティ社会に生きるサブックの扶養費請求訴訟を検討し、社会経済変化（貨幣経済の浸透や近代的な法システムの導入）に伴う新たな権力の実態についてみてきた。扶養費請求訴訟は、現金収入源が恒常的に欠如しながらも、日常生活における現金の需要が高くなっている地域社会の経済状況のなかで、現金収入活動の一環として利用されている。これが、植民地主義の遺制とも、他者の法とも呼びうるこの馴染みのない法システムを動員する背景なのである。筆者は、この扶養費請求訴訟を、男性にその意思や選好に関わらず、金銭の支払いを強い、自らの生活保障をはかる権力資源と捉え直し、男性に対する女性の権力行使実践として記述・検討してきた。

最後に、改めて確認しておきたいのは、本稿が扶養費請求訴訟をめぐる複雑で多相的な事象の一局面に照準を当てたものにすぎないということである。冒頭でも触れたように方法論上、筆者は女性を権力行使の基点に据え、法（国家）の力を背景に女性から男性に向けられた権力のベクトルを描いてきた。言い換えれば、それは、当の彼女に向けられる権力のベクトルを意図的に排除したことでもある。だがフーコーを引くまでもなく、国家や社会とのマクロな関係から対面的／親密な関係にいたるさまざまなレベルに、権力は遍在している。扶養費請求訴訟を起す女性も、例外なく、この権力の網の目から自由ではない。実際のところ、訴訟のプロセスでは、自分の親族に加え、相手男性とその親族、友人、福祉事務所職員、裁判所の職員、メディア、そして権力資源である法さえも、彼女の思考や言動に向かう権力のベクトルを重層的に構成しているのである。この点を認識しておかなければ、本稿は、単に女性の権力行使実践を過度に強調し、ロマン化しているとの批判を免れえないだろう[cf. Abu-Lughod 1990]。ただ本稿には、この訴訟をめぐる一連のプロセスに張り巡らされている権力の網の目を解きほぐし、明確な輪郭をもつ

相としてそれぞれ抽出し、具体的に記述する紙幅はもはや残されていない。
さしあたりここでは上記の点を認識・指摘することとどめ、権力の重層的な構成を総合的に捕捉する作業は別の機会に譲ることとしたい。

注

- 1 扶養費とは、配偶者の生活費および子どもの養育費の総称である。
- 2 本稿でいう遺棄 (desertion) とは、PNG の法律 (妻子の遺棄に関する法 3 条、児童福祉法 51 および 55 条) にしたがって、「被扶養者がなんらかの扶養措置を講じられることなく放置された状態」 (be left without means of support) を意味する。
- 3 調査は、延べ 15 ヶ月 (1999 年 7 月、2002 年 8 月～2003 年 1 月、2003 年 6 月～12 月、2006 年 2 月～3 月) にわたって断続的に行った。なお本文中の表記について、括弧内のイタリックはクルティ語、下線はピジン語 (PNG 共通語)、それ以外は英語を意味するものとする。
- 4 例えば、ミードは 1950 年代、すでに婚資が犬の歯から現金に置き換えられたと報告しており [Mead 1956: 269-270]、婚資額に関する筆者の調査 [2007b] からほぼ同様の結果が得られている。
- 5 キナ kina とは、パプアニューギニアの法定通貨であり、1 キナ=100 トヤ toea となっている。2006 年 3 月 13 日時点において、1 キナは日本円にして 38 円である (日刊紙 *The National*)。
- 6 2003 年、児童福祉法の改正案が国会を通過し、同法は翌年から Lukautim (Pikinini) Act と名称を変え、施行される運びとなった。それとともに、養育費の対象年齢が 16 歳から 18 歳に引き上げられるなどの修正もみられる。だが、本稿が依拠する資料のほとんどが改正/施行前のもので行われた裁判であるため、旧法の規定のまま表記することにする。
- 7 パプアとニューギニアは、1884 年以降、それぞれイギリスとドイツによって分割・統治されていた。パプアは、1906 年以降、オーストラリアへ

統治権が委譲された。ニューギニアは、第一次大戦のときオーストラリアが占領し、そのまま国際連盟委任統治領になった。

- 8 その意味で、福祉事務所は、住民の訴訟実践に不可欠かつ重要な役割を有する制度的媒介機関であるといえる[Luluaki 1982:58-60]。仕事としては裁判書類の作成ほか、家族・家庭問題に関するカウンセリング、問題解決の法的手段に関する情報の提供、必要ならば拗れた問題に対する非公式的な和解など。福祉事務所は公的機関（例えば、マヌス州政府コミュニティ・サービス局の管轄に位置する）として、無料で以上のサービスを提供している。よって料金のかかる弁護士を頼るよりも、福祉事務所が利用される。
- 9 事件簿の内容は、第一にクライアントに関する項目（整理番号、名前、性別、年齢、婚姻の有無、出身村・地区・州、職業、宗教、住所など）、第二に子どもに関する項目（名前、性別、年齢と生年月日、養子の有無など）、第三に「問題の性質(Nature of Case)」について職員が所見を述べる項目がある。
- 10 刑事司法手続きに移行するため、懲役の決定には男性の支払能力や経済状況に関して、きわめて慎重かつ厳密な審理が求められる（扶養命令執行法 65・66 条）。
- 11 ロレンガウ地方裁判所には 2 人の男性判事、女性 1 人の書記官、女性 2 人の事務職員がいる（2003 年時点）。職員はすべて PNG 人であり、判事は L.L.B（PNG 大学、オーストラリアの諸大学）の学歴を有する。
- 12 2000 年、ロレンガウ裁判所の失火のため、それ以前の書類の多くが焼失してしまった。サブックの訴訟歴について、筆者は 2001 年以前の記録を得ていない。この点は、インタビューや最近の記録（ときに過去についても言及されている箇所）で補った。
- 13 通常、被告が最終審判に出席している場合、裁判所の書記官が警察を呼び、そのまま刑務所に連れて行かれる。だが最終審判に欠席し、村落にいる場

合、懲役命令が課された男性は刑務所に連行されることはない。警察は辺境の地まで男を捕まえにいくことまではしないのである。彼らによれば、「ガソリン代が高くつき、そんなことを一件一件やっていたら、財政難にすぐに陥るから」だという。

- 14 **Adultery and Enticement Act** にもとづき、二人の被告にそれぞれ 1000 キナの損害賠償が請求されている。
- 15 ロレンガウ刑務所は、改善工事がなされておらず、事実上は閉鎖されている。重い刑を負った者はケビエン（ニューアイルランド州）の刑務所に送られることになるらしい。カロウのように、軽い刑の者は、警察署に付随した拘置所（セル）に入れられる。警察の車で送迎され、労役を行う（例えば、政府関係の建物の芝刈りなど）。ここでは、三食がしっかりである。朝食はビスケットとコーヒー、昼食・夕食は同じメニューで、缶詰とライスである。これらは、自分達で炊事することになっている。
- 16 ただし計算高く見えるものの、サブックは「ピピ（カロウとの次女）はいいの。長女だけで十分よ。あまり彼から金をとるのはかわいそうだわ」と述べ、ピピの養育費までは求めない。彼女は、長女の養育費の請求訴訟でカロウから相当な金——現地では容易には稼ぐことのできない金額——を引き出していると感じているようであり、それなりのまとまった金が入れば十分だという姿勢が伺える。

参考文献

<日本語文献>

阿部昌樹 [1999] (1994) 「権力と法」 (棚瀬孝雄編『現代法社会学入門』法律文化社、45-72 ページ)。

- 馬場淳 [2005] 「妻たちのレトリカル・ワーク——パプアニューギニアのジェンダーと扶養費請求訴訟」 (比較経済研究所・原伸子編『市場とジェンダー——理論・実証・文化』法政大学出版局、315-344 ページ)。
- [2007a] 「パプアニューギニアにおける国家法の人類学序説」 (『オセアニア学会 Newsletter』13-22 ページ)。
- [2007b] 「婚資額へのオブセッション——パプアニューギニア・マヌス島クルティ社会におけるカスタム・ワークの現代的位相」 (『社会人類学年報 33 号』弘文堂、185-204 ページ)。

<外国語文献>

- Abu-Lughod, L. [1990] “The Romance of Resistance: Tracing Transformations of Power Through Bedouin Women.” In Sandy, P. R. and Goodenough, R. G. (eds), *Beyond the Second Sex: New Directions in the Anthropology of Gender*, pp. 313-337. Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- Carrier, J. and Carrier, A. [1989] *Wage, Trade, and Exchange in Melanesia: A Manus Society in the Modern State*. Berkeley: University of California Press.
- Gabi, S. R. [1989] *The Law of Maintenance in Papua New Guinea*. (LRC Working Paper 23) Port Moresby: Law Reform Commission.
- Jessep, O. [1988] “Maintenance Jurisdiction in Papua New Guinea.” *Melanesian Law Journal* 16: 148-154.
- Jessep, O. and J. Luluaki [1994] *Principles of Family Law in Papua New Guinea*. (2nd Edition) Waigani: UPNG Press.

- Kuluah, A. [1979] *The Ethnographic History of Kurti People on Manus Island, Papua New Guinea, to 1919*. Unpublished M. A. thesis (University of Victoria, Canada) held at New Guinea Collection, University of Papua New Guinea.
- Lazarus-Black, M. and S. F. Hirsch (eds) [1994] *Contested States: Law, Hegemony, and Resistance*. Routledge: New York.
- Luluaki, J. [1982] "Maintenance Dispute Settlement Institutions in Papua New Guinea." *Melanesian Law Journal* 10: 46-70.
- Mead, M. [1956] *New Lives for Old: Cultural Transformation—Manus, 1928-1953*. London: Victor Gollancz LTD.
- Mitchell, B. H. [1985] "Family Law in Village Courts, The Women's Position." In Peter, K., Lee, W. and V. Warakai. (eds.), *From Rhetoric to Reality?: Papua New Guinea's Eight Point Plan and National Goals after a Decade*, pp.81-91. Port Moresby: University of Papua New Guinea.
- National Statistical Office [2002] *Census Unit Register: Manus Province*. Port Moresby: National Statistical Office.
- Strathern, M. [1985] "Knowing power and being equivocal: three Melanesian contexts," in Fardon, R. (ed), *Power and Knowledge: anthropological and sociological approaches*, pp. 61-81. Edinburgh: Scottish Academic Press.

表 1 扶養費請求訴訟制度の根拠法と概要

法律名	婚姻関係	保護法益	原告適格
①児童福祉法 Child Welfare Act/Lukautim Pikinini Act	なし	子の養育費	母、現在の養育者 福祉事務所長
②妻子の遺棄に関する法 Deserted Wives and Children Act	慣習婚および 制定婚	妻の生活費 子の養育費	妻、妻の代理人
③婚姻事件法 Matrimonial Causes Act	制定婚	子、監護者／要扶養 者の扶養費	訴訟当事者 当事者の代理人
④扶養命令執行法 Maintenance Order Enforcement Act	--	①②③の実現	①②③の原告

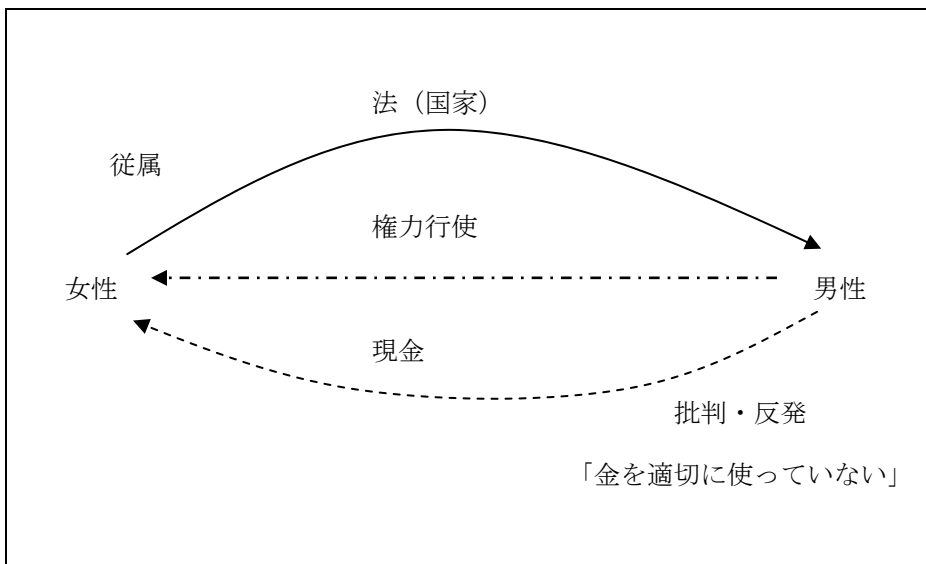


図 1 扶養費請求訴訟における権力行使モデル